

## 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない賃金である。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めている。政府は、介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、人員配置基準の改善については、ほとんど取り組みを進めていない。それどころか、実態に見合った配置基準は、都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁している。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員配置基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっている。それにもかかわらず、「人手が足りない」「業務が過剰」という状態が続いており、人員配置基準の引き上げが現場に求められていることは明らかである。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まったが、労働環境の改善が進まなければ、今と同じ状況になることは容易に想像できる。こうした現状を改善するためには、少なくとも、人員配置基準を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0：1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠である。

介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するため、次のとおり強く要望する。

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、1人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

伊勢原市議会